

夢を実現する第一歩のために

2020年7月号

ミツヒロニュース



緊急事態宣言が解除され、以前の生活を取り戻しつつありますが、これで新型コロナウィルスとの付き合いが終わったわけではなく、小康状態の今こそ第2波、第3波に備える必要があります。長い自粛から解放され、積極的に動きたい気持ちもよく分かります。しかし新型コロナウィルスの全貌はいまだに解明されておらず、暫定的な対策がとられているに過ぎません。専門家会議で提唱されていた新しい生活様式と経済活動を両立させていくことが大切です。光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇キャッシュレスポイント還元の仕組みと経理処理
- ◇帝国データバンクのいろいろ…
- ◇民法改正、敷金は退去時に原則返還
- ◇今月のお勧めセミナー
「家族を幸せにする相続セミナー」
- ◇あとがき
「パセリと野菜ジュース」

キャッシュレスポイント還元の仕組みと経理処理

キャッシュレスポイント還元事業は6月末で終了しましたが、その取扱い処理について再度説明をさせて頂き、支払消費税やポイント還元について確認して頂ければと思います。

◆ キャッシュレス還元の典型例（法人税・消費税処理）

1. コンビニ等での2%即時還元

（1）即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入税額控除の考え方

- コンビニ等が行っている即時充当（即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法）によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。
- 消費税の課税事業者が商品を購入した際、その取引（仕入れ）について仕入税額控除を行うことになりますが、即時充当による消費者還元を受けた場合には、商品対価の合計額が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。
- 一方、自社ポイントのように、商品等の購入の際のポイント利用が「値引き」となる場合には、「値引き後の金額」が「課税仕入れに係る支払対価の額」となります。

【即時充当】

レシート 〇〇ストア		
東京都… 2019年10月XX日(土) 16:45		
オヤ	* 1点	540 540円
ブン	ウケ	1点 550 550円
合 計		1,090円
8%タクシ	540円	
(内消費税	40円)	
10%タクシ	550円	
(内消費税	50円)	
キャッシュレス還元		▲21円
交通系マネー支払		1,069円
*印は軽減税率対象品目		

課税仕入れに係る
支払対価の額は
1,090円となる。
(商品対価の合計額)

【ポイント利用（値引き）】

レシート 〇〇ストア		
東京都… 2019年10月XX日(土) 16:45		
オヤ	* 1点	540 540円
ブン	ウケ	1点 550 550円
合 計		1,069円
ポイント値引き		▲21円
交通系マネー支払		1,069円
*印は軽減税率対象品目		

課税仕入れに係る
支払対価の額は
1,069円となる。
(値引き後の金額)

商品等を購入した事業者においては、レシートの表記から「課税仕入れに係る支払対価の額」を判断して差し支えありません。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

(2) 会計処理としては次の2つの方法が考えられます。 (税抜経理)

①両建処理

(借方) 消耗品費 (8%軽減) 500円	(貸方) 現金 1,069円
仮払消費税 (8%軽減) 40円	雑収入 (不課税) 21円
消耗品費 (10%) 500円	
仮払消費税 (10%) 50円	

②減額処理

(借方) 消耗品費 (8%軽減) 491円	(貸方) 現金 1,069円
仮払消費税 (8%軽減) 39円	
消耗品費 (10%) 490円	
仮払消費税 (10%) 49円	

★会計処理をどうするかは国税の感知するところではありません。

会計処理は会計基準等に基づき会社の判断で行うものです。

消費税上の取扱いは、会計処理にかかわらず、消費税の課税仕入れに係る支払対価の額は「商品対価の合計額」となります。

2. 中小・小規模店舗におけるクレジット・カード決済による5%還元

(1) 事例

- 令和2年3月20日に5%還元が適用される書店で業務用の書籍（税込2,200円）をクレジットカードを利用して購入した。
カードの決済日は翌月4月30日とする。
(カード決済した場合に受領した領収書には、5%還元する旨の表示はない)

(2) 法人カードを利用した場合

<令和2年3月>

(借方) 消耗品費 (10%) 2,000円	(貸方) 未払金 2,090円
仮払消費税 (10%) 200円	雑収入 (不課税) 110円

<令和2年4月>

(借方) 未払金 2,090円	(貸方) 預金 2,090円
-----------------	----------------



帝国データバンクのいろいろ・・・

信用調査業界では、帝国データバンクが約60%、東京商エリサーチが約30%のシェアを占めており、この2社で業界の9割近いシェアを占めています。特に帝国データバンクの情報は、銀行・信用金庫などの金融機関は新規営業先の発掘などのために、リース会社は与信判断そのものに利用していますので、中小企業の資金調達にも非常に大きな影響を持つものですが、その詳細はあまり知られていません。

そこで、私の様々な人脈の中で調べることのできた範囲の情報を下記に記載させていただきますので、今後のご参考にしていただければと思います。

■評点をつけるときの調査員の心の中とは？

52点以上の評点を付ける際は、調査員も自分の首をかけて評点をつけるそうです。

52点以上の評点の会社がいきなり破たんでもしたら、帝国データバンク自体の信用問題となるため、評点をつけた調査員は本社の査問委員会にかけられ、きつく追及される事態になるとのことで、52点以上をつける際は非常に慎重になるそうです。つまり、評点52点以上がついている会社はそれだけ信用度が高いという証になります。

■企業訪問による面談は、一回何時間くらい？

企業を訪問しての面談は、平均すると1時間程度です。社長の話を鵜呑みにすることは全くなく、得意先や仕入先から評判を集めたり、金融機関からもヒアリングを行ったりして、必ず社長の話の裏をとります。そのため、実際の調査時間は長くなります。

■一人で調査するのか？複数で調査するのか？

一企業の調査にあたるのは一人の調査員のみです。

■評点の決定プロセスは？

調査員が報告書をまとめた後、二度の審査を経由して、評点が決まるようになっているので、調査員の独断で決まることは無いそうです。各項目ごとに点数を積み上げた結果が評点になるのではなく、社長との面談が終わった時には、調査員の頭の中でこの会社の評点はだいたい何点くらいと数字が出ています。それに合わせて帰社後に、その評点になるよう細部をつめていき報告書を完成させるというやり方です。

■評点の上がる・下がるペースは？

絶対ではありませんが、やはりA（100～86点）、B（85～66点）、C（65～51点）、D1（50～46）、D2（45～41）、D3（40～36）、E（35点以下）の区分の中で最上位まで上がった上で、次のランクに上げるようにしているそうです。一気に評点を上げてしまった直後に破たんしたりすると調査員が責任を問われるためです。徐々に徐々に上げていくので評点が上がるには時間がかかります。

ただ、逆に赤字になったからと言って一気に下がることもなく、下がるときも徐々に下がります。万が一、一気に評点を下げたことが当該会社に発覚した際に、怒鳴り込まれると厄介なため、下げるときも気を遣うとのこと。

■評点を上げるポイントは？

資本構成（自己資本比率のこと）、会社規模（売上規模のこと）、資金現況（資金繰り状況・金融機関の支援状況・経常収支比率のこと）の3つの配点が高いため、この3つを高めるよう財務コントロールをすることです。社長の面談の際には、メインバンクからの支援がしっかり受けられていることを必ずアピールしてください。

■法令違反はどれくらい影響があるか？

発覚してもすぐに評点を下げるようなことはないそうですが、調査報告書を依頼したり、評点を見ようとする方に対して、「この報告書を作成後に入手した情報がありますので、帝国データバンクの担当者にお問い合わせください」と青字で出るようになっており、帝国データバンクの担当者に電話すると、口頭でそのネガティブ情報を教えてもらえるようになっています。

刑事事件による逮捕などは、一発で「反社会的勢力」と認定され、その記録は一生消えることは無いそうです。刑事罰には時効がありますし、しっかり罪を償ったとしても、罪を犯した記録が消えることは一生ありません。

経営者で刑事罰を問われた方は、今後一生経営者になることはできないと思った方が良いとのことで、それくらいコンプライアンス違反は信用の世界では致命傷となりますのでご注意ください。



民法改正、敷金は退去時に原則返還

4月1日に施行された改正民法によって不動産賃貸のルールが大きく変わりました。見直しの多くは、あいまいだった法解釈の線引きを明確にするもので、これまで適法とも解釈できた商慣習が違法行為とみなされるということが起こり得ます。

不動産賃貸の商慣習を大きく変えるとされているのが敷金のルールの見直しです。これまで敷金そのものの定義や原状回復の範囲を明確に記した規定がなかったため、貸し手と借り手の解釈の違いなどから返還額についてトラブルになることも多くありました。全国の消費生活センターと国民生活センターへの相談内容をまとめた「全国消費生活情報ネットワーク・システム」によると、2019年には敷金や原状回復に関するトラブルについての相談が1万2千件寄せられています。

改正民法では敷金の定義を「家賃など債務の担保を目的で入居者が大家に支払う金銭」と定め、借り手の不注意などによる物件の破損や家賃の滞納がない限り、原則として敷金は借り手に返さなければならないこととなりました。定義が明確になったことによって、家賃の担保を目的に大家が入居時に預かる金銭は、たとえ「礼金」「保証金」「権利金」など別の名目で受け取っていても、返還しなければ違法ということになります。ただし、敷金を返還しないことを事前に約束する「敷引契約」を結んでいる場合は、担保のための金銭ではないとも言えるため、返還が不要となる余地は残されています。

また敷金から差し引くことができない原状回復のための費用の定義については、自然摩耗や経年劣化から回復させるための費用と明文化されました。



参考文献 : ■MyKomon ■ゆりかご倶楽部 ■税理士法人 MY ユニット

今月のお勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー 「知識ゼロからの相続税入門」

第1回は「相続税」の基本についてお話しします。事前の対策をしておけば、節税を図れるケースもあります。是非この機会に相続税の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。奮ってご参加ください。

当月予定していたテーマを変更して、
延期した第1回のテーマ・内容で開催します。

あとがき

下田です。最近、野菜ジュースを作つて飲むことが習慣の一つになりました。材料は、バナナ・リンゴ・長芋・セロリをベースに家に有る野菜を加えます。中でもハマっているのがパセリ！パセリ独特の風味にクラッとするのだけれど、後味は思いのほか爽やか。意外にも栄養価が高く鉄分・ビタミンC・βカロチンなどが豊富に含まれています。私は貧血が有るのですが、ヘモグロビンの数値が少し良くなりました。この野菜ジュースの効果だと嬉しいな～♪庭では「カーリーパセリ」と「イタリアンパセリ」が元気に育っています。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
**Office
Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！

